

自営業者等を被扶養者として認定する場合の収入について

本来、自営業者の方においては経済的に自立した存在であり、自己責任において経営することが前提です。健康保険法における、自営業者等の収入とは確定申告における所得金額ではなく「総収入から直接的必要経費」を差し引いたものです。（尚、給与収入者については「総収入」にて判断することとなっており必要経費は一切認められていません。）

健康保険組合では、自営業者における収入額を「確定申告書」及び必要経費が確認できる「収支内訳書」、「青色決算申告書」等の写しを提出していただき下記に基づき判断いたします。

健康保険における直接的必要経費一覧表

科目	認定可否	備考・条件
売上原価（仕入）	○	
外注工賃	△	事業内容等により個別判断
減価償却費	△	同年中に購入したものに限り、証明書類添付で個別判断
地代家賃	△	事業・自宅住所が異なる場合のみ 同一住所の場合は原則×
水道光熱費	△	事業所と住居が同一の場合は 50%のみ認定
通信費	△	事業所と住居が同一の場合、事業所負担分と自宅負担分を明確に判断できる書類を添付した場合に限って経費として認定
修繕費	△	用途が事業用であることが明確な場合のみ認定
消耗品費	△	自宅用は認められず、混在時は申告書提出が必要
雑費	×	認められない
諸経費	△	原則認められない 内容の申告があった場合、個別判断
旅費交通費	△	通勤に伴う費用は認められない
荷造運賃	△	事業内容等により個別判断
広告宣伝費	×	認められない
接待交際費	×	認められない
損害保険料	×	認められない
福利厚生費	×	認められない
給与賃金	×	認められない（専従者給与含む）
利子割引料	×	認められない
租税公課	×	認められない
貸倒金	×	認められない

△は条件（備考・参照）付きで認める